

# オンデマンド交通実証実験運行管理システム導入業務委託 プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本市は、令和8年4月施行予定の本市地域公共交通計画に基づき、令和10年9月を目途にコミュニティバス路線の再編を行うことを予定しているが、この路線再編は、市域北東部を中心とした、利用が少ない一部路線の縮小を含んでおり、このことにより新たに生じる交通空白地に対しては、適切な代替公共交通手段を確保する必要がある。

この代替公共交通手段の確保対象エリアは、市街化調整区域が主体であり、住宅や事業所はエリア内に散在している。このため、コミュニティバスと同様の定時定路線型の交通では、利便性・効率性の確保に限界があると考えられる一方で、対象エリアは市内の他の地区と比べて全体的に鉄道駅や市街地から離れていることから、代替公共交通をタクシーのみとした場合、鉄道駅や市街地と行き来する利用者の運賃負担は、現在のコミュニティバスと比較して大幅に増加してしまうことが見込まれる。

このような事情を踏まえ、利便性、効率性、経済性のバランスが取れた代替公共交通機関を検討するため、本市は、対象エリアにおいて令和8年度にAIオンデマンド交通（利用者の予約に応じてAIにより運行ルートや時刻を柔軟に決定する予約制の乗合交通）の実証実験を行うことを予定している。本業務は、対象エリアの実情に照らして最適なAIオンデマンド交通運行管理システムを導入することを目的とするものである。

実証実験終了後は、その結果に基づき、令和10年7月頃の本格運行開始に向けて、具体的な運行計画の作成、市民や関係機関との合意形成、運行事業者の選定、運行事業者から国への道路運送法第4条による一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請等を進める予定である。

AIオンデマンド交通は、本市としては過去に例がない交通機関であるため、その運行管理システムの導入に当たってはシステム提供者の十分なサポートを必要とする。また、現在各事業者から供給されている運行管理システムは、機能や特性が非常に多様である。このため、企画提案を通じ、価格だけでなく、機能性、信頼性、柔軟性、対象エリアへの適性等の観点を含めて総合的な評価を行い、最適な運行管理システムを選択する必要があることから、公募型プロポーザルにより契約の相手方となる候補者（以下「受注予定者」という。）を特定するものである。

## 2 委託業務名

オンデマンド交通実証実験運行管理システム導入業務委託

## 3 委託業務場所

白井市復1123 白井市役所

4 業務内容

別添「オンデマンド交通実証実験運行管理システム導入業務委託仕様書」のとおり

5 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日（金）まで

6 提案限度額（税抜き）

上限 14,342,000円

下限 10,039,400円

※この範囲外の提案は受け付けない。

※提案限度額は、契約締結時の予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すものであることに留意すること。

7 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納付すること。

ただし、契約金額の100分の10以上の額の契約保証がなされていることが証明される次のいずれかの書類を提出することをもって、これに代えることができる。

（1）金融機関等の保証書

（2）履行保証保険証券

また、白井市財務規則第139条第4項第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

8 支払特約

前払い金 無

部分払い 有（支払回数：部分払い1回、完成払い1回、合計2回）

9 参加資格

参加申込書提出から受注予定者特定までの間に次の要件を全て満たす者とする。

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。

（2）白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領による指名停止を受けていないこと。

（3）白井市入札契約に係る暴力団排除要綱に定める除外措置要件に該当していないこと。

（4）手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと。

（5）本実施要領公表日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしていないこと。

（6）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更

生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

- (7) 本件公告日以前の5箇年度内（令和2年度以降）に、国又は地方公共団体等が発注したAIオンデマンド交通運行管理システムの導入及び保守運用に関する契約を元請けとして1年間以上履行した実績がある者
- (8) 本件公告日以前の5箇年度内（令和2年度以降）に日本国内で納入したAIオンデマンド交通運行管理システムにおいて、「オンデマンド交通実証実験運行管理システム導入業務委託仕様書 別紙 運行管理システム要件一覧」中、1のウ、エ、カ、ク、ケ、コ、シ、タ、チ、ツ及びテに掲げる全ての機能を実装した実績を有すること。（必ずしも単一の契約における実績である必要はなく、複数の契約を通算した実績であっても差し支えない。）
- (9) 千葉県、東京都、埼玉県又は茨城県に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者
- (10) 白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「情報処理」、中分類「システム開発・ソフトウェア開発」に登録されていること。ただし、同名簿に登載されていない者で参加を希望する者は、参加申込時に下記の書類を提出することで登録に代えることができる。
  - ①登記簿謄本（履歴事項全部証明書）発行後3か月以内のもの
  - ②財務諸表（損益計算書・貸借対照表）直前決算のもの
  - ③納税証明書その3の2（個人の場合）
  - ④納税証明書その3の3（法人の場合）
  - ⑤会社概要（履歴書）

## 10 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を、下記のとおり交付する。

### (1) 交付資料

- ①実施要領
- ②様式集
- ③設計書
- ④仕様書

### (2) 交付方法

白井市ホームページに掲載する下記のURLからダウンロードすること。

<http://www.city.shiroi.chiba.jp/soshiki/kankyo/k05/nyusatsu/17166.html>

## 11 参加申込から契約締結までのスケジュール

手続き等の名称	日程・締切	備考・提出書類等
実施要領等の公表	令和8年2月13日から	

参加申込書提出期限	令和8年3月6日17時	様式1（添付書類を含む）、11
参加資格確認結果通知書送付予定日	令和8年3月11日	様式2
質問書受付期間	参加資格確認結果通知のあった日から 令和8年3月17日12時まで	様式4
回答予定日	令和8年3月18日12時	白井市ホームページに掲載
提案書等提出期間 (第1次審査分)	令和8年3月19日から 令和8年3月24日17時まで	様式5、10
第1次審査結果通知書送付予定日	令和8年3月30日	様式6
提案書等提出期間 (第2次審査分)	令和8年3月31日から 令和8年5月8日17時まで	様式7（提案書を含む）、13、14
プレゼンテーション実施予定日	令和8年5月13、14、15、18日	
結果通知書送付予定日	令和8年5月20日	様式8
受注予定者との協議	令和8年5月25日から 令和8年5月29日まで	
見積書提出（予定）	令和8年6月4日	
契約締結（予定）	令和8年6月10日	国庫補助金の交付決定時期によって遅れる場合がある。

## 1 2 説明会（又は現地見学会）

本業務及びプロポーザルに関する説明会（見学会）は開催しない。

## 1 3 参加申込

### （1）提出書類

- ①参加申込書（様式1）
- ②業務実績票（様式11）

③本件公告日以前の5箇年度内（令和2年度以降）に、国又は地方公共団体等が発注したAI オンデマンド交通運行管理システムの導入及び保守運用に関する契約を元請けとして1年間以上履行した実績に係る契約書の写し

④登記簿謄本（履歴事項全部証明書）発行後3か月以内のもの

⑤財務諸表（損益計算書・貸借対照表）直前決算のもの

⑥納税証明書その3の2（個人の場合）

⑦納税証明書その3の3（法人の場合）

⑧会社概要（履歴書）

※④～⑧は、白井市競争入札参加者適格者名簿に登載されていない場合のみ提出

（2）受付期間

令和8年2月13日（金曜日）から

令和8年3月6日（金曜日）17時まで（郵送の場合は必着）

（3）提出方法

担当課へ持参又は郵送にて提出すること。

※持参の場合は、担当課に電話連絡し、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合は、配達記録が残る方法で郵送すること。

#### 1.4 参加資格確認の通知

参加申込書の内容について、参加資格を満たしているかを確認し、その結果を電話連絡及び参加資格確認結果通知書（様式2）により通知する。

また、参加が認められなかった者に対しては、参加を認めない理由を記載して通知する。

参加資格確認結果通知書は、令和8年3月11日（水曜日）までに発送する。

参加資格確認結果通知書により参加が認められなかったことについて異議がある者は、参加資格確認結果通知書を受理した日から7日以内に必着で異議申立書（様式3）を担当課へ提出すること。

#### 1.5 質問及び回答

業務及びプロポーザルについて質問がある場合には、令和8年3月17日（火曜日）12時までに、本市担当課に質問書（様式4）をメール又はFAXにより提出し、併せて電話により提出したことを連絡すること。

質問についての回答は、令和8年3月18日（水曜日）12時までに白井市ホームページ内に掲載する。

回答内容については、競争条件及び契約内容に含むものとする。

#### 1.6 参加辞退

提案者として認定されてから、第2次審査までの間にやむを得ない事情により参加を辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出すること。

なお、辞退することにより今後市から不利益な扱い受けることはない。

#### 1.7 評価方法及び評価基準

（1）評価方法

第1次審査（業務実績等による客観評価）及び第2次審査（プロポーザル選定委員会による提案書及びプレゼンテーション内容の評価及び見積額の評価）によって行う。

（2）評価基準

別表1のとおり

## 1 8 提案方法

### (1) 第1次審査

業務実施体制及び業務実績を書類審査し、第2次審査に進む者（以下「第1次審査通過者」という。）を上位3者選定する。

#### ①提出書類

- ・提案書等提出届（第1次審査分）（様式5）
- ・業務体制票（様式10）

#### ②受付期間

令和8年3月19日（木曜日）から

令和8年3月24日（火曜日）17時まで（郵送の場合は、必着）

#### ③書類提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

※持参の場合は、担当課に電話連絡し、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合は、配達記録が残る方法で郵送すること。

### (2) 第2次審査

第1次審査通過者を対象に提案書によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの会場・日時については、第1次審査通過者に別途連絡する。

#### ①提出書類

- ・提案書等提出届（第2次審査分）（様式7）
- ・提案書
- ・見積書及び見積金額内訳書（様式13・14）

#### ②受付期間

令和8年3月31日（火曜日）から

令和8年5月8日（金曜日）17時まで（郵送の場合は、必着）

#### ③書類提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

※持参の場合は、担当課に電話連絡し、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合は、配達記録が残る方法で郵送すること。

## 1 9 提案書類作成方法

### (1) 作成にあたっては日本語を用い、通貨は日本円とすること。

### (2) 提案書は代表者印を押印した正本1部と、提案者名等が特定できる名称やロゴマーク等を使用していない副本7部をそれぞれファイルで綴じて提出すること。

### (3) 提案書の様式は任意とするが、用紙はA4判（大判の図表等があるときはA4判に折り込むこと）とし、提案項目の順序は、評価基準項目の順序に合わせること。

### (4) 見積書の金額は税抜きで記載し、提案限度額の範囲内であること。

## 2.0 結果の通知

### (1) 第1次審査

第1次審査通過者には、プロポーザル第1次審査結果通知書（様式6）及びプロポーザル第2次審査についての通知を送付する。

その他の者については、プロポーザル第1次審査結果通知書（様式6）のみを送付する。

### (2) 第2次審査

プロポーザル第2次審査結果通知書（様式8）により、受注予定者名と点数、次点者名及び自己の点数を通知する。

※第1次審査及び第2次審査の結果に異議がある者は、第1次審査及び第2次審査結果通知書を受理した日から7日以内に必着で異議申立書（様式3）を担当課へ提出すること。

## 2.1 結果の公表

### (1) 受注予定者については本市ホームページ内に掲載する。

### (2) 受注予定者を特定した過程や評価結果の公開請求に対しては、白井市情報公開条例に基づき対応する。

## 2.2 契約の締結

### (1) 市は受注予定者と業務の詳細等を協議の上、見積書を徴取し契約を締結する。

### (2) 受注予定者に事故があり見積書の徴取が不可能となった場合、又は受注予定者との協議が整わない場合、市は次点者と業務の詳細等を協議のうえ契約を締結する。なお、受注予定者と契約が締結された場合、市は次点者へ速やかに連絡する。

### (3) 原則として、契約金額は提案時に提出された見積金額を超えることはできない。ただし、協議の結果、設計及び仕様内容等に追加があった場合には、この限りではない。

## 2.3 その他留意事項

### (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。

①受注予定者特定までの間に参加資格を満たさなくなった場合

②審査の公平性を害する行為があった場合

③本要領に規定する提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合

④指定する様式及び記載に関する留意事項等が守られていない場合

⑤提出書類の記載に虚偽の記載があった場合

⑥提出書類に記載すべき事項の全部又は一部の記載が漏れている場合

### (2) 書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。

### (3) 提出された資料は返却しない。

### (4) 本市は、提出された提案書類について、受注予定者の選定以外の目的で提案者に無断で使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、白井市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

- (5) 提出期限以降における提出書類の差換え及び再提出は認めない。
- (6) プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、プロポーザルを延期、又は中止することがある。この場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。
- (7) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。
- (8) 第2次審査の結果、1位の者を決定したとしても、その者の評価点が本市の定める基準を超えない場合、受注予定者としない。
- (9) 本件に係る予算が、議会の議決を得られないときは、契約手続きを中止する。なお、この場合、本市は本件が契約締結されないことによる補償は行わない。
- (10) 本市は2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組んでいるため、受注者となった場合は、市の方針や取組等を十分に理解し、本事業を行うに当たっては、温室効果ガスの排出抑制等に努めること。

#### 2.4 提出及び問い合わせ先（担当課）

本要領で定める提出物の提出及び質問等の問い合わせ先は次のとおりとする。

〒270-1492

千葉県白井市復1123

白井市役所都市建設部都市計画課 担当 吉川

電話 047-492-1111内線3722

FAX 047-492-3070

E-mail koutsuuseisaku@city.shiroi.chiba.jp

## 別表1 評価基準等

### 第1次審査 使用書類

- (1) 提案書等提出届（第1次審査分）（様式5）
- (2) 業務体制票（様式10）
- (3) 業務実績票（様式11）

評価項目	評価の視点	配点	備考
業務実施体制	業務を実施するために十分な人数、リーダー、関連資格（PM、運行管理、マーケティング等）取得者及び経験者が配置されているか。	50	
業務実績	同種業務の履行及びシステム要件の実装について十分な実績があるか。	90	

### 第2次審査 使用書類

- (1) 提案書等提出届（第2次審査分）（様式7）
- (2) 提案書（A4任意様式）※19 提案書類作成方法を参照
- (3) 見積書及び見積金額内訳書（様式13・14）

評価項目	評価の視点	配点	備考
システムの基本的機能・操作性・利便性	運行管理システムとしての基本的機能を備えていることに加えて、利用者、運行事業者、本市のいずれにとっても操作性・利便性の高いシステムであるか。	14×6	
システムの先進性・独自性	先進的な取組や独自の技術が盛り込まれた提案となっているか。	11×6	
データ利活用の自由度・充実度	登録者情報や運行実績の閲覧・出力機能の利便性が高いか。運行に係る主要な指標をわかりやすく表示できるか。分析の方法に多様性があるか。	13×6	
システムの安定性・信頼性	信頼性の高い保守・運用体制が整備されているか。システムのセキュリティ対策及びその優位性が示されているか。	11×6	
システムの拡張性・柔軟性	将来的なサービス拡充等を見据えた拡張性・柔軟性があるか。	11×6	
導入対象エリアへの理解	導入対象エリアにおける予測需要、道路状況等が把握・評価され、それに応じた提案が行われているか。	11×6	
運行事業者への研修体制	運行事業者（ドライバー等）にとって理解しやすい研修が行われるか。研修の教材は適切か。	9×6	

市民・利用者 向け説明会の 支援	高齢者等にもわかりやすい操作説明等 が期待できるか。説明資料は適切か。	$11 \times 6$	
実験結果の分 析、課題抽出、 改善提案	利用者アンケートの効率的な取得が可 能か。運行・利用実績、アンケート結果 等に基づき、本格運行に向けた現実的な 改善提案を得られるか。	$11 \times 6$	
業務マネジメ ントの自律性	本業務を主体的にリードし、本市・運行 事業者等の関係者と連携し、進捗を管理 することが出来るか	$8 \times 6$	
見積額	他者と比べて安価であるか 適切な範囲内での見積額であるか	200	

第1次審査 140点

第2次審査 プレゼンテーション審査660点（110点×6名）+  
見積額審査200点（見積額）=860点

合計（満点） 1,000点